

第十八号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第二都市開発部（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく審査の事務に限る。）の表一の項中

当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十六万円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円

建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十六万円
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円

当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万九千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	五十万円

当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	七十八万九千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	九十万円

建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	七十八万九千円
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	九十万円

及び

を削り、同表二の項中

当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十一万二千元
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万円

建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十一万二千元
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	十四万円

当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	二十四万七千元
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	二十九万円

当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万七千元
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	四十九万円

建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万七千元
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	四十九万円

及び

を削る。

別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表一の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、「以上二万五千平方メートル未満」、

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
二十万千円

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
四十三万五千円

及び
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
八十七万千円

を削り、同表二の項中「建築物のエ

ネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、「以上二万五千平方メートル未満」、

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
十四万千円

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
三十万五千円

及び
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
六十二万円

を削り、同表三の項及び四の項中

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表五の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「合計が五千平方メートル以上のもの」を「合計が五千平方メートル以上一万平方メートル以下のもの」に改め、「以上二万五千平方メートル未満」及び

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
二十万千円

を削り、「二百平方メートル以上」の

下に「一万平方メートル以下」を加え、

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
四十三万五千円

及び

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

八十七万千円

を削り、同表六の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、「以上二万五千平方メートル未満」、

エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、「以上二万五千平方メートル未満」、

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

十四万千円

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

三十万五千円

及び

当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

六十一万円

を削り、同表備考第三号及び第四号

中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考第六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考第八号から第十号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表を別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）に改め、同表を別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号））に基づく審査の事務に限る。）の表とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和五年三月江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「現に」の下に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の」を加え、「同法第三十六条第一項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十六条第一項」に改める。

（説明）

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第六十六号）において区が処理することとされていた事務が廃止されることに伴い、当該事務に係る手数料の規定を見直すとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。